

工事費積算参考資料

本資料は、入札参加者の適切な見積に資するため、発注者が用いた積算資料を参考として掲示するものであり、契約書第1条の設計図書ではありません。

従いまして、請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件及び地質条件等を十分考慮して、仮設、施工方法及び安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について、設計図書に特別な定めがある場合を除き受注者の責任において定めるものとします。

なお、本資料の有効期限は、この工事の入札日までとします。

施行番号	
工事番号	施設第34号
工事名	みどり町地内（市道みどり線ほか）配水管改良工事に伴う舗装復旧工事

単価適用日		令和4年7月1日（設計単価表） 令和4年7月（建設物価）	
積算基準適用版		積算基準（共通編・道路編）令和3年7月、令和4度水道施設整備費に係る歩掛表	
【上水道課負担分】みどり町地内（市道みどり線ほか）配水管改良工事に伴う舗装復旧工事			
一般材料地区		C00：鈴鹿	
適用単価地区	生コン	C01：鈴鹿	
	石材	C01：鈴鹿	
諸 経 費 情 報	全体 諸経費情報参照		

【建設管理課負担分】 みどり町地内（市道みどり線ほか）配水管改良工事に伴う舗装復旧工事			
一般材料地区		C00：鈴鹿	
適用単価地区	生コン	C01：鈴鹿	
	石材	C01：鈴鹿	
諸 経 費 情 報	全体 諸経費情報参照		

【下水道課負担分】 みどり町地内（市道みどり線ほか）配水管改良工事に伴う舗装復旧工事			
一般材料地区		C00：鈴鹿	
適用単価地区	生コン	C01：鈴鹿	
	石材	C01：鈴鹿	
諸 経 費 情 報	全体 諸経費情報参照		

【土木課負担分】 みどり町地内（市道みどり線ほか）配水管改良工事に伴う舗装復旧工事			
一般材料地区		C00：鈴鹿	
適用単価地区	生コン	C01：鈴鹿	
	石材	C01：鈴鹿	
諸 経 費 情 報	全体 諸経費情報参照		

全 体 諸 経 費 情 報	-----	I C T補正	しない
		週休2日制の補正	しない
	共通仮設費	主たる工種	06：舗装工事
		施工地域補正	補正無し（地方部 施工場所が一般交通等の影響を受けない場合）
		対象支給品費	－
		無償貸与機械等評価額	－
	現場環境改善費	計上の有無	しない
		市街地補正	－
	現場管理費	施工地域補正	補正無し（地方部 施工場所が一般交通等の影響を受けない場合）
		緊急工事補正	しない
		砂防・地滑り工事補正	しない
		対象支給品費	－
		無償貸与機械等評価額	－
	一般管理費等	財団法人等の補正	しない
		前払金割合による補正	35%を超えるもの
		契約保証に係る補正	発注者が金銭的保証を必要とする場合
	全体 諸経費情報参照		

(直接工事費計上分)

別添の「設計内訳書」、「1次単価表」等によります。

※「設計内訳書」、「1次単価表」等に記載している機械の機種など（仕様書に明示している機種を除く）は、当該機種を指定するものではなく、発注者が積算上用いた条件を明示しています。

その他

見積り：切削オーバーレイ（W<2.0）、区画線（自転車マーク）、路面標示リング、学童路面標示

(共通仮設費計上分)

※「設計内訳書」、「1次単価表」等に記載している機械の機種など（仕様書に明示している機種を除く）は、当該機種を指定するものではなく、発注者が積算上用いた条件を明示しています。

1. 運搬費

運搬費の計上	(あ り) ・ な し
別添の「設計内訳書」、「1次単価表」等によります。	

2. 準備費

準備費の計上	あ り ・ (な し)

3. 事業損失防止施設費

事業損失防止施設費の計上	あ り ・ (な し)

4. 安全費

安全費の計上	あ り ・ (な し)

5. 役務費

役務費の計上	あ り ・ (な し)

6. 技術管理費

技術管理費の計上	あ り ・ (な し)

7. 営繕費

営繕費の計上	あ り ・ (な し)

(諸経費全般)

1. 支給品費の取り扱い

支給品	あ り ・ (な し)

2. 処分費の取り扱い

処分費の控除	あ り ・ (な し)
その他確認事項等	あ り ・ な し

3. スクラップ評価額の取り扱い

スクラップ評価額	(あ り) ・ な し
直接工事費では、鋼材スクラップを控除していません。 間接工事費（共通仮設費・現場管理費・一般管理費）については、鋼材スクラップを控除していない直接工事費をもとに算定しています。 鋼材スクラップ控除は、スクラップ評価額として工事原価算定後に、一般管理費と合わせて合算し、工事価格を算出しています。	

※1 スクラップ評価額とは、鋼材の処分費用です。

※2 工事価格は、1,000円単位としており、端数処理前の工事価格から1,000円未満の金額を除いた額としています。また、工事価格の1,000円未満の調整は一般管理費等で行っています。